

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）及び一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会（以下「乙」という。）は、災害時における被災建築物等のアスベスト調査（以下「アスベスト調査」という。）に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、都内において地震、洪水その他の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力を得て、速やかにアスベスト調査を実施し、アスベスト飛散による都民の健康又は生活環境に係る被害を防止するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「被災建築物等」とは、甲又は都内自治体を実施する建築物の応急危険度判定の結果等をもとに、甲又は乙によりアスベスト調査が必要と判断された建築物その他アスベストの飛散のおそれがあるものとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害発生後、都内自治体からアスベスト調査に係る支援の要請を受けたときは、アスベスト調査について乙に協力を要請することができる。

2 前項の規定による甲から乙への協力の要請は、別記様式第1号による協力要請書により行う。

3 甲は、緊急かつやむを得ないときは、前項の規定にかかわらず、協力の要請を口頭により行うことができる。この場合において、甲はアスベスト調査の実施後速やかに協力要請書を乙に送付するものとする。

（役割分担）

第4条 乙は、甲から前条の規定に基づく協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資機材等を調達し、可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙が甲の協力の要請に基づき実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲又は都内自治体を実施するアスベスト調査への支援
- (2) 被災建築物等におけるアスベスト含有建材の施工箇所及び露出・破損状況等の調査
- (3) 被災建築物等からのアスベスト飛散防止に必要な助言
- (4) その他被災建築物等からのアスベスト飛散防止のために必要な活動として甲乙協議の上、決定した活動

3 甲は、乙が円滑に前項の業務を実施できるよう、職員の同行、調査候補となる建築物に関する情報提供等を行うものとする。

(調査結果の報告)

第5条 乙は、前条第2項に規定する業務を実施したときは、その調査結果を速やかに甲に報告し、当該業務を全て終了したときには、甲に対し、別記様式第2号による業務実施報告書を提出する。

(費用の負担)

第6条 第4条第2項の規定により乙が実施した業務に要した交通費、宿泊費その他の費用については、甲が負担するものとする。ただし、人件費及び機器費については、乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前の適正価格を基準とする実費とし、甲乙協議の上定める。

(平常時からの連携)

第7条 甲及び乙は、本協定の効果的な運用を図るため、平常時から定期的な情報交換体制の整備、研修・訓練等の実施等、連携の強化に努めるものとする。

2 前項の規定に係る実施事項やその費用の負担、実施期間等については、甲乙協議の上定める。

(有効期限)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。

ただし、本協定有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から本協定終了の意思表示がない場合は、本協定は同一条件にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

令和3年12月17日

(甲) 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都知事 小池 百合子

(乙) 東京都千代田区神田三崎町二丁目13番1号
田辺ビル4階
一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 貴田 晶子

〇〇環改大第〇〇号
〇年〇月〇日

一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
代表理事 〇〇 〇〇 様

東京都知事 〇〇 〇〇

協力要請書

災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書第3条に基づき、
下記のとおり要請します。

	調査対象地域	調査件数	備考
1	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
2	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
3	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
4	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
5	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
6	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
7	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
8	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
9	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	
10	〇〇区 △△地区	約 〇〇件	

